

令和 7 年 2 月 10 日

高知市鳥獣被害対策協議会

会長 岡崎 正一 様

高知県中山間地域対策課

鳥獣対策室 室長 刈谷嘉秀

鳥獣被害対策に関する要請への回答について

向春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、県の鳥獣行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年 9 月 26 日付け 6 鳥獣協第 29 号にて貴協議会より、鳥獣被害対策専門員配置事業の継続及び被害防止柵設置の支援に係る補助金の予算確保に向けて要請をいただきました件について、下記のとおり回答いたします。

記

県では、野生鳥獣による農業等への被害を縮減するため、集落（地域）ごとの防護柵の設置などによる防除と捕獲の両面から総合的な被害対策を推進しており、これらの対策を進める際には、鳥獣被害対策専門員に、集落（地域）での話し合いや合意の形成を促進するコーディネート的な役割を果たしていただいております。

また、集落（地域）ごとの被害対策において、十分な効果がでていない地域には、鳥獣被害対策専門員が出向き、防護柵の設置や維持管理の指導、勉強会の開催などのフォローアップも行っているところです。

こうした地道な対策を継続してきた成果により、野生鳥獣による農業等への被害額は年々減少しておりますが、近年加害鳥獣の生息域が拡大していることにより、これまで被害のなかった市街地等でも被害が発生していますので、鳥獣被害対策専門員の活動範囲もこれまで以上に広域となってきました。

こうしたことから、鳥獣被害対策専門員の役割は、今後ますます重要となっておりますので、引き続き各 J A に 16 名の鳥獣被害対策専門員を配置し、農家の皆さまの被害対策を支援していきたいと考えております。

また、被害防止柵の設置については、各市町村協議会のご要望に応えられるよう、引き続き必要な予算額の確保に向けて国に対して働きかけるとともに、国の交付金の対象にならないものは県単の交付金により支援してまいります。